

令和6年度 佐倉市定住人口維持増加活動支援事業 (空き家バンク賃貸登録物件リフォーム補助)

佐倉市では、空き家バンク登録物件のリフォーム及び家財道具の処分の費用の一部を補助します。

空き家を賃貸しやすい環境をつくり、人口の維持増加・地域の活性化を図ります。

※着工済は対象外となります。事前に補助申請をしてください。

補助対象者	(1) 空き家バンクに登録されている賃貸物件の所有者 (2) 空き家バンクに登録されている賃貸物件を賃貸した利用者 ※(1)(2) 法人は対象外です。
補助対象住宅	(1) 所有者が補助を利用する場合、賃貸契約する前の住宅であること (2) 利用者が補助を利用する場合、賃貸契約から1年以内の住宅であること (※1物件1回の補助)
対象となる費用	(1) 建物内部の改修・修繕などに係る工事 (水回り・畳、襖交換、内装・外壁・屋根・ガス釜交換等) (2) 家財道具の処分費(※所有者のみ)
補助金額	住宅改修工事費用及び家財道具処分費の 2分の1以内(上限額 30万円)
申請に必要なもの	(1) 補助金交付申請書 (2) 世帯全員の住民票(利用者が申請する場合) (3) 改修工事及び家財道具の処分に係る見積書の写し ※家財道具処分は所有者のみ利用可能 (4) 改修工事の対象箇所がわかる平面図 (5) 佐倉市税の滞納が無いことを証する納税証明書 ※ 佐倉市発行の納税証明書原本で、取得後3か月以内のもの (住宅課提出用) ① 所有者の場合は本人のもの ② 利用者の場合、同居する家族全員分(18歳未満の者を除く同一の世帯の全員分、18歳以上の学生の場合は申立書を提出)
交付できない方	(1) 補助対象経費が他の公的制度の助成等の対象となる方 (2) 佐倉市税を滞納している方
募集期間	令和6年4月17日～令和7年2月28日 ※予算額に達した場合は、募集期間内でも締め切らせていただきます。